



中津市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年3月24日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 市民課
農政振興課
林業水産課
建設政策課
建設土木課
施設整備課
2. 監査の対象期間 令和3年度分
3. 監査の実施期間 令和5年1月11日 ～ 令和5年3月24日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅一 ・ 恒 賀 慎太郎
5. 監査の着眼点及び実施方法
財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。
6. 監査の結果
財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。
しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和5年3月31日(金)までに文書にて報告されたい。
また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【市民課】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

システム機器保守業務において、業務報告書や作業報告書が全くなく、何を根拠に履行確認・検収を行ったのかが不明なものが見受けられた。

本業務は、定期点検がなく、有事の場合のみの保守方式の契約であるが、有事がない場合においても、書面で業務報告を受け履行確認をすることが適当です。

(2) 財産管理事務

備品台帳と現品との不一致が見受けられた。また、本庁舎外についての写真付備品台帳が未提出である。

早急に整理を行い、適正な財産管理を行われたい。

(3) その他

切手受払簿と切手残数の相違、受払簿様式の誤り、訂正印漏れ等が見受けられた。また、使用頻度の多い切手の月締めの形跡が見られず、全般的に安易に払出を行っている様に感じられた。

切手は換金可能で現金と同様の管理が求められていることを十分に理解し、受払簿への記載をより一層適正に行うことを周知徹底の上、定期的な受払簿の記載内容と郵便切手の残数チェックの管理体制の見直しを行い、現金と同様の適切な管理を行われたい。

【農政振興課】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

- ① 家畜診療所の下水道使用料の支払いにおいて、使用料算定のための人数報告が誤っていたために使用料の額が誤っているものが見受けられた。
報告人数を修正し適正な額の使用料を支払うよう求める。
- ② 営農振興対策費補助金の補助対象経費について交付要綱に違反はしていないものの、対象経費に著しい偏りが認められた。中津市補助金事務ガイドラインで「公益性、公平性、有効性等を慎重に審査した上で、交付する必要があります。」と示された補助金の趣旨に従って、今後の補助金支出にあたっては、補助金の目的にそった真に有効な補助金の活用方法について、より慎重な審査のうえ執行するよう改善を求める。

(2) 財産管理事務について

- ① 行政財産目的外使用料の算定において、土地及び建物の評価額により算定しなければならないところ土地の評価額のみにより算定を行っているものが見受けられた。
中津市行政財産使用料条例に従った適正な算定を行うよう改善を求める。
- ② 市有財産台帳（中津市有財産規則第4号様式）に必要な書類の添付漏れ等の整備漏れが散見された。市有財産の適正な管理のため速やかな台帳整備を求める。

【林業水産課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

調定伝票に、調定金額及び調定日の積算根拠となる資料の添付のないものや摘要欄に積算基礎の記載がないものが多く見受けられた。決裁時は、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票を添付するか又は摘要欄に積算基礎を記入するなど適正な調定事務の遂行を求める。

(2) 契約事務について

- ① 随意契約（契約金額10万円以上30万円未満）事務において、中津市随意契約ガイドラインに基づく随意契約チェックシートが作成されていないものや随意契約理由書の添付のないものなど所定の事務手順が遵守されていないものが散見された。随意契約ガイドライン等内部規程や関係法令に従って、適正な契約事務の遂行に努められたい。

- ② 原則として再委託が禁止されている委託業務において、事前に書面による承認手続きを経ることなく第三者へ再委託されているものが見受けられた。特命随意契約とした委託業務を第三者へ再委託する理由とその承認手続きを明らかにし、契約手続きの明確化と適正な契約事務の遂行に努められたい。

【建設政策課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

- ① 道路占用料の徴収において、占用開始前に徴収されていないものが散見された。
中津市道路占用料徴収等に関する条例第4条第2項に「占用者は、占用の開始前に占用料を市長に納付しなければならない。」とあるが、占用の開始後に納付している。
これは、許可書の占用の期間を「許可日から」としているため、許可日までの納付に困難な場合が生じるためと考える。許可書を占用開始前に交付するか、または条例の見直しを検討されたい。
- ② 公園使用料の徴収において、使用場所、広さ、使用期間、使用用途などすべて同じであるが、使用料金が異なっているものがあつた。説明を求める。

(2) 支出事務について

市営住宅指定管理委託料及び市営住宅等管理代行業務委託料において、基本協定書に定められている通知を一部行っていないものが見受けられた。
また、業務実績報告については詳細な報告がされているが、収支報告書添付の精算内訳書が各項目の合計額のみで、保守管理費・修繕費以外については積算基礎資料がなく、額が適正であるかの判断ができなかった。さらに、指定管理者の財務状況の確認資料もなかった。積算基礎資料等を受領・確認し、適切な履行管理を行われたい。

(3) その他

文書の保存管理において、一部報告書、写真等の添付がないもの、書類が見当たらないものが見受けられた。
これは、文書の保存・管理事務に重大な過失があるものと推察され、公務の運営に重大な支障を生じさせる恐れがある。今後は厳正な文書管理に努められたい。

【建設土木課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

【施設整備課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。